

農業担い手メールマガジン（第125号）

インデックス

現場の皆さんへ ~ 農産物が食卓にのぼるまでのコスト ~  
農業担い手経営相談コーナー ~ 農事組合法人の利益配分方法について ~  
お知らせ  
~ 認定農業者、特定農業法人、特定農業団体の認定状況を更新しました ~

現場の皆さんへ ~ 農産物が食卓にのぼるまでのコスト ~

今回は、農産物が食卓にのぼるまでにかかるコストについてのお話です。

皆さんの田んぼや畑でとれる農産物は、消費者の口に入るまでの間に、選別や調製作業が必要です。そして川下の要求に応えるために、不良品を除きながら、大きさや規格を整え、袋詰をし、出荷先の発注にあわせて数を揃え、コンテナに詰めるなどの、人手のかかる作業をする必要があります。

このように、集出荷や販売にかかる経費は小売価格のうちのかなりの割合を占めています。皆さんはこれがどのくらいの割合かご存知でしょうか。昨年度の「食品流通段階別価格形成調査」によると、青果物100kgあたりの集出荷経費、販売経費の合計は6,053円で、小売価格13,864円に占める割合は43.7%（うち集出荷経費24.8%、販売経費18.9%）となっています。

昨今、様々な場面でコスト削減が叫ばれていながらも、この割合はここ5年以上横ばいで推移しています。国内外で農産物や食品の価格競争は厳しくなる一方であり、農業や食品産業におけるコスト削減が大きな課題といわれますが、個々の生産者の圃場段階での努力だけでは限界があり、小売価格に対し大きな割合を占めている食料供給コストの削減について、川上から川下までのフードチェーン全体で一丸となって取り組むことが求められています。川中から川下にかけては、EDIやPOSシステム（用語の解説を参照）などの新たな情報技術を活用しながら徐々に合理化が進められていますが、農産物の集荷・分荷の仕組みなど、担い手の皆さんと関わりの深い川上から川中の段階においては、まだまだ改善の余地はあるものとみられています。

加えて、生産したものをただ単に出荷するのではなく、これまで川下で行っていた加工や積載等の作業の一部を農業内部で行うようにすれば、川上から川下までのフードチェーンで発生する付加価値を農業サイドで獲得することになり、農業者の利益の増加につながります。さらに、こうした行程の内部化は、地域の雇用を創出する効果も期待できますので、作業の合理化などから生み出される余剰労働力を活かす可能性も生まれてきます。

もちろん、生産地で加工し、商品に仕上げて消費地に運ぶには、様々な場面で品質

管理やリスク管理が必要になり、農業サイドの新たな取組が必要になると思います。しかし、農産物が食卓にのぼる過程の中で、川上から川下までのつながりを考え直していくことは、新たな合理化やコスト削減を考える貴重なヒントになるかもしれません。

#### 用語の解説

E D I (Electronic Data Interchange)・・・

電子データ交換。取引に関する情報を統一し、取引する相手同士で電子的に交換する仕組み。情報伝達の速度や手間が大幅に改善されます。

P O S (Point Of Sale) システム・・・

販売時点情報管理。売上の実績を単品単位で集計する手法。需要動向の迅速かつ正確な把握が実現可能になります。

ご意見・ご質問は下記へお願いいたします

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/fefe.html>

(前回より、問い合わせフォームのURLが変更になりました。お間違えのないようお願いいたします。)

#### 農業担い手経営相談コーナー

～ 農事組合法人の利益配分方法について～

Q．現在、私が属する集落営農は農事組合法人化を目指しているところです。農事組合法人の利益配分の方法として、作業者が収穫物の品質や収量などの成果に応じた配分を受ける方法はあるのでしょうか。

A．農事組合法人の組合員に対する配当の方法には、従事分量配当、出資配当、給与制があり、法人化される際には、そのいずれかを選択することになります。このうち、従事分量配当は、配当基準に従事日数等にするのが一般的ですが、従事内容や労務の程度に応じた配当を行うことも可能であり、その場合には客観的な配当基準・単価を設定する必要があります。おたずねの収穫物の品質・収量については、法人として客観的な配当の基準・単価を設定できれば、それに応じた配当は可能であると思われます。(従事分量配当は会計上損金に算入されるなどの特徴がありますので、税理士さんなどと相談されて、設定されることをおすすめします。)

農業経営に関するご相談・ご質問は下記へお願いいたします

<https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/fefe.html>

(前回より、問い合わせフォームのURLが変更になりました。お間違えのないようお願いいたします。)

#### お知らせ

～ 認定農業者、特定農業法人、特定農業団体の認定状況を更新しました～

平成21年3月末現在の認定農業者、特定農業法人、特定農業団体の認定状況を取りまとめ、10月15日に農林水産省ホームページ上で公表しました。

認定農業者については、20年度(20年4月～21年3月)の1年間で6,731経営体増加し

ていますが、増加のペースは鈍化傾向にあります。こうした中でも、増加している都県がありますが、それは対象者をリストアップするなどの掘り起こし活動を積極的に推進した都県になります。21年度中に新規認定を受けた認定農業者数は13,820であり、農業従事者の減少・高齢化が進行する中で、意欲ある農業者である認定農業者のさらなる育成・確保が必要となります。

認定農業者数	・・・	246,114	
うち20年度中の新規認定数		13,820	
新規認定数上位3県	第1位：新潟県	2,091	
	第2位：北海道	1,124	
	第3位：青森県	551	
特定農業法人数	・・・	793	
うち20年度中の新規認定数		126	
新規認定数上位3県	第1位：広島県	36	
	第2位：山口県	16	
	第3位：滋賀県	11	
特定農業団体数	・・・	1,845	
うち20年度中の新規認定数		86	
新規認定数上位3県	第1位：宮城県	14	
	第1位：島根県	14	
	第3位：滋賀県	8	
	第3位：長崎県	8	

#### 編集後記

先日の台風第18号で被害に遭われた方におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

季節は収穫の秋まっさかりですが、霞ヶ関でも省内の若手職員有志で6月末に田植えしたペットボトルのミニ棚田が収穫の時期を迎え、先日12日に古代米の稲の刈り取りが行われました！収穫した新米は18日に日比谷公園で開かれる「土と平和の祭典」で脱穀・もみすりの実演後、参加者に配る予定になっております。

いよいよ秋本番。どうぞご自愛くださいますようお願いいたします。 (K)

電子出版：農業担い手メールマガジン

発行日：毎月2回発行

発行元：農林水産省経営局経営政策課 担当：加藤

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

[http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n\\_mailmaga/index.html](http://www.maff.go.jp/j/ninaite/n_mailmaga/index.html)

このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>